

設備修繕契約書（案）

沖縄県（以下「甲」という）が次の修繕を依頼し、〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）がこれを修繕することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

件名：研究棟空調設備取替修繕

第1条 引渡期限、引渡場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

1 引渡期限 令和8年12月28日（月）

2 引渡場所 沖縄県農業研究センター（沖縄県糸満市字真壁820）

3 修繕内容 別添仕様書のとおり

4 契約金額 ￥〇〇〇〇〇円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥〇〇〇〇〇円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

5 契約保証金額 10/100以上（沖縄県財務規則第101条第1項）

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号又は第3号に該当すると認められる場合には、免除とする。

第2条 乙は、修繕等が完了した設備等の引渡をしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。

3 納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ、引渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため変質、変形又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第4条 乙は、検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく修繕又は交換しなければならない。

2 前項の場合、甲は1回に限り相当日数を指定して、手直し又は交換の期間を認めることができる。この手直し又は交換が完了したときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第5条 乙は、契約の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第6条 甲は、物件の引き渡しを受けた後において、当該物件に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から一年以内に乙に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

- 3 乙は、その不適合部分によって生じた損害を賠償しなければならない。
- 4 前項の規定による賠償額については、甲乙協議して定める。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

- 2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。
- 3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第8条の違約金を免除することができる。

第8条 乙は、引渡期限までに引渡しないときは、遅滞日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条に定める率の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第9条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りでない。

第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第12条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、甲が乙に対して

当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第 13 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 14 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 15 条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事実でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第 16 条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守るものとし、この契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

第 17 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県糸満市字真壁 820
沖縄県農業研究センター
所長 比嘉 淳

乙